

市税の窓口について

10月12日から、市税の窓口が市税事務所に移りました
(詳細は広報さっぽろ10月号6ページ参照)。

個人の市・道民税の申告、課税内容の確認など
(給与からの特別徴収に関するものは除く)

納税相談

→ 南部市税事務所へ

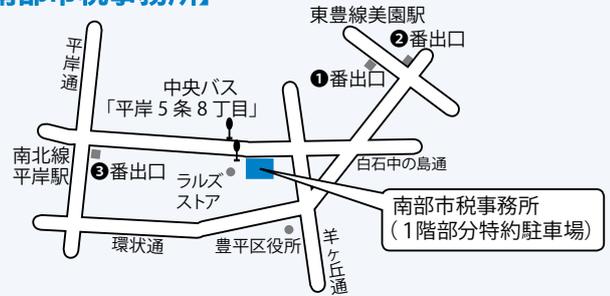
固定資産税(土地・家屋分)の申告・申請、課税内容の確認など

→ 資産の所在する区を担当する市税事務所へ

個人の市・道民税(給与からの特別徴収に関するもの)、法人市民税、固定資産税(償却資産分)、軽自動車税、そのほかの市税(事業所税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税)

→ 中央市税事務所へ

【南部市税事務所】



市税事務所	担当する区	所在地	電話番号
南部市税事務所	清田区、豊平区、南区	豊平区平岸5条8丁目イースト平岸2~4階	824-3912
中央市税事務所	中央区	中央区北2東4サッポロファクトリー2条館4階	211-3912
北部市税事務所	北区、東区	中央区北4西5アステイ45 9階	207-3912
東部市税事務所	白石区、厚別区	厚別区大谷地東2交通局庁舎1・2階	802-3912
西部市税事務所	西区、手稲区	西区琴似3条1丁目コトニ3・1ビル2階	618-3912

5 健康・子ども課の場所が変わりました

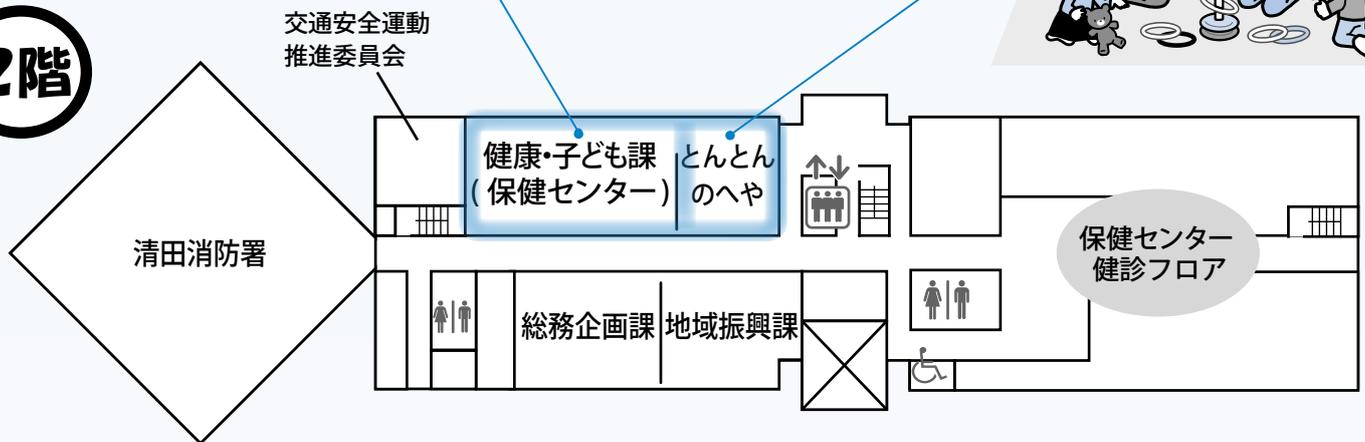
健康・子ども課を、健診フロアと同じ2階に移し、利便性を高めました。

6 「とんとんのへや」の場所が変わりました

子育て情報室「とんとんのへや」を2階に移し、子育てに関する部署を2階に集めました。



2階



7 案内表示がわかりやすくなりました

課ごとに色分けをするなど全区共通のデザインにしました。



8 フライバシーへの配慮を高めました

福祉に関する相談について、窓口の間仕切りや個室型の相談室を増設しました。



【お問い合わせ先】
清田区総務企画課庶務係 ☎889-2400 (内線213)